

第二百四回国 参議院 文教科科学委員会 會議録 第八号

令和三年四月十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

辞任 勝部 賢志君

補欠選任 石川 大我君

三月三十一日

辞任 清水 真人君

補欠選任 有村 治子君

三木 亨君

世耕 弘成君

四月五日

辞任 安江 伸夫君

補欠選任 石川 博崇君

四月六日

辞任 石川 博崇君

補欠選任 安江 伸夫君

四月七日

辞任 石川 大我君

補欠選任 福島みずほ君

四月八日

辞任 福島みずほ君

補欠選任 石川 大我君

四月十二日

辞任 水落 敏栄君

補欠選任 滝波 宏文君

出席者は左のとおり。

委員長 理事

太田 房江君

赤池 誠章君

上野 通子君

吉川ゆうみ君

齋藤 嘉隆君

委員

太田 房江君

赤池 誠章君

上野 通子君

吉川ゆうみ君

齋藤 嘉隆君

有村 治子君

石井 浩郎君

世耕 弘成君

高階恵美子君

滝波 宏文君

石川 大我君

横沢 高徳君

蓮 舫君

佐々木さやか君

安江 伸夫君

梅村みずほ君

松沢 成文君

伊藤 孝恵君

吉良よし子君

舩後 靖彦君

萩生田光一君

高橋ひなこ君

戸田 浩史君

副大臣

文部科学大臣

文部科学副大臣

事務局側

常任委員会専門員

文部科学大臣

○委員長(太田房江君) たいだいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、勝部賢志さん、三木亨さん、清水真人さん及び水落敏栄さんが委員を辞任され、その補欠として世耕弘成さん、有村治子さん、石川大我さん及び滝波宏文さんが選任されました。

○文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

この法律案は、このような観点から、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を創設するとともに、地方公共団体による文化財の登録制度等について定めるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができるとするとともに、当該登録をされた無形文化財の保存及び公開に関する指導又は助言やそれらに要する経費の補助、登録無形文化財保存活用計画の認定等について定めることとしております。また、無形の民俗文化財について、無形文化財と同様の登録制度を定めることとしております。

第二に、地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財で当該地方公共団体の区域に存するものうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録することができることとしております。また、当該登録をした文化財であつて国の文化財登録原簿に登録されることが適当であると思料するものについて、文部科学大臣に対し、国の文化財登録原簿に登録するよう提案することができることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(太田房江君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

一、国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子どもたちに行き届いた教育を求めることに関する請願(第五九八号)

一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願(第五九九号)(第六〇〇号)(第六〇一号)(第六〇二号)(第六〇三号)(第六〇四号)(第六〇五号)(第六〇六号)(第六〇七号)(第六〇八号)(第六〇九号)(第六一〇号)(第六一一号)(第六一二号)(第六一三号)(第六一四号)

一、子供たちが安心して学べる学校にすることに関する請願(第六一五号)

一、共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定するインクルーシブ教育の実現を求めることに関する請願(第六一六号)(第六一七号)(第六一八号)

一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願(第六二五号)(第六二六号)

一、国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子どもたちに行き届いた教育を求めることに関する請願(第六五二号)

一、共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定するインクルーシブ教育の実現を求めることに関する請願(第六五三号)

一、国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子どもたちに行き届いた教育を求めることに関する請願(第六九八号)

一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願(第六九九号)

一、共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定するインクルーシブ教育の実現を求めることに関する請願(第七〇〇号)

一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願(第七二九号)

第五九七号 令和三年三月十九日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちに行

き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 岩手県盛岡市 佐藤美紀子 外五
千九百九十九名
紹介議員 横沢 高德君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第五九八号 令和三年三月十九日受理
国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子どもたちに行き届いた教育を求めることに関する請願
請願者 神奈川県鎌倉市 鈴木修平 外五
百九十九名
紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第五九九号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 長野県南佐久郡小海町 小山三千
代 外二千七百八十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇〇号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 長野県佐久市 篠原文 外二千七
百八十三名
紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇一号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 北海道河西郡芽室町 玉田良太
外二千七百八十三名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇二号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 滋賀県栗東市 西島望美 外二千

七百八十三名
紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇三号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 和歌山市 目めぐみ 外二千七百
八十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇四号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 大阪府枚方市 小林優子 外二千
七百九十一名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇五号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 山口県防府市 宮本初音 外二千
七百八十三名
紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇六号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 山口県防府市 山本ひろみ 外二
千七百八十三名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇七号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 愛知県瀬戸市 山田温子 外二千
七百八十三名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇八号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 北九州市 中山仁 外二千七百八
十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六〇九号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 長野県飯山市 小林麻子 外二千
七百八十三名
紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六一〇号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 東京都練馬区 小泉純子 外二千
七百八十三名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六一一号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 東京都板橋区 縫島美佐子 外二
千七百八十三名
紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六一二号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 神奈川県秦野市 中島晶子 外九
十九名
紹介議員 打越さく良君
この請願の趣旨は、第七二二号と同じである。

第六一三号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願
請願者 山口県下松市 野村礼子 外九十
七名

紹介議員 野田 国義君
この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第六一四号 令和三年三月十九日受理
特別支援学校の設置基準策定に関する請願

請願者 千葉市 今津日向子 外九十九名

紹介議員 横沢 高德君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第六一五号 令和三年三月十九日受理

子供たちが安心して学べる学校にすることに
関する請願

請願者 宮城県多賀城市 小林裕史 外四
百六十三名

紹介議員 横沢 高德君

この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第六一六号 令和三年三月十九日受理

共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定
するインクルーシブ教育の実現を求めることに
関する請願

請願者 大阪府富田林市 萩原弘子 外七
百五十九名

紹介議員 福島みずほ君

日本政府は、二〇一四年に障害者権利条約を批
准した。第二十四条では、誰をも教育のあらゆる
段階でクラスの一員として受け入れる教育を保障
している。条約批准とともに、障害者基本法の改
正や障害者差別解消法の制定など条約内容の実現
が進められてきたが、教育においては第二十四条
に規定されているインクルーシブ教育が全く実現
されていない。二〇一三年に学校教育法施行令が
一部改正され、就学先は本人及び保護者の意向を
尊重して決定することになった。しかし、どの子
も共に学ぶためのインクルーシブ教育を実現する
制度に転換されておらず、障害のある子供が普通
学級で共に学ぶことが困難な状況にある。また、
全体の児童生徒数が減少しているにもかかわらず、
特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室

という分けられた場で学ぶ子供の数は驚異的に増
加している。共に学び、共に育つことは、障害の
ある子にも障害のない子にも質の高い学びとな
る。

ついでに、共に生きる社会を目指して、障害者
権利条約が規定するインクルーシブ教育を実現す
るため、次の事項について実現を図りたい。

一、全ての子供が一緒に学ぶことを原則とし障害
のある子供の普通学級への就学を認めること。

二、全ての子供が一緒に学ぶための合理的配慮の
提供が必ず行われるようにすること及びそのた
めに必要な予算を確保すること。

第六一七号 令和三年三月十九日受理

共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定
するインクルーシブ教育の実現を求めることに
関する請願

請願者 兵庫県宝塚市 下脇定巳 外七百
九十九名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第六一八号 令和三年三月十九日受理

共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定
するインクルーシブ教育の実現を求めることに
関する請願

請願者 兵庫県川西市 古田裕子 外六百
九十九名

紹介議員 木村 英子君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第六三五号 令和三年三月二十二日受理

特別支援学校の設置基準策定に関する請願

請願者 長野県松本市 吉田章 外九十八
名

紹介議員 石橋 通宏君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第六三六号 令和三年三月二十二日受理

特別支援学校の設置基準策定に関する請願

請願者 仙台市 高橋賢 外九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第六五二号 令和三年三月二十三日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定
数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供た
ちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 北海道北見市 鈴木美弥 外七百
四十九名

紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第六五三号 令和三年三月二十三日受理

共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定
するインクルーシブ教育の実現を求めることに
関する請願

請願者 広島市 正木一 外六百九十九名

紹介議員 那谷屋正義君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第六九八号 令和三年三月二十四日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定
数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供た
ちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 東京都稲城市 佐藤伸 外九百四
十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第六九九号 令和三年三月二十四日受理

特別支援学校の設置基準策定に関する請願

請願者 東京都町田市 宮國千枝子 外九
十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第七〇〇号 令和三年三月二十四日受理

共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定
するインクルーシブ教育の実現を求めることに
関する請願

請願者 北海道河東郡音更町 高井まゆみ
外七百九十七名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。

第七二九号 令和三年三月二十五日受理

特別支援学校の設置基準策定に関する請願

請願者 川崎市 玉田恵美子 外九十九名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供た
ちに行き届いた教育を求める私学助成に
関する請願(第七八〇号)

一、国の責任による三十五人以下学級前進、教
職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全
ての子供たちに行き届いた教育を求めること
に関する請願(第七八一号)(第七八二号)(第
七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八
六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九
号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)
(第七九三号)

一、子供たちが安心して学べる学校にすること
に関する請願(第七九四号)(第七九五号)(第
七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九
九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二
号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)
(第八〇六号)

一、共に生きる社会を目指して障害者権利条約
が規定するインクルーシブ教育の実現を求め
ることに関する請願(第八〇七号)

一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願
(第八四五号)

一、全ての私立学校に正規の養護教諭を配置

し、子供の命と健康が守られる教育条件を求めらるることに係る請願(第八六四号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八八〇号)

一、学校現業職の民間委託を推進するトップダウン方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求めることに関する請願(第八八一号)
一、特別支援学校の設置基準策定に関する請願(第八八二号)(第八八三号)
一、共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定するインクルーシブ教育の実現を求めらるることに係る請願(第八八四号)

第七八〇号 令和三年三月二十六日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 青森県弘前市 柴田健夫 外七千九百九十九名

紹介議員 滝沢 求君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第七八一号 令和三年三月二十六日受理
国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 奈良県大和高田市 川本みき 外一万六千三百八十五名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七八二号 令和三年三月二十六日受理
国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 埼玉県蓮田市 小林直史 外一万六千三百八十五名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七八三号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 徳島県海部郡美波町 小坂進 外一万六千三百八十五名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七八四号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 石川県金沢市 澤本久 外一万六千三百八十五名

紹介議員 岩淵 友君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七八五号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 福岡市 渡利美幸 外一万六千三百八十五名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七八六号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 東京都狛江市 遠藤悟 外一万六千三百九十七名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七八七号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 京都市 辰巳安二 外一万六千三百八十五名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七八八号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 東京都清瀬市 斉藤ふじ江 外一万六千三百八十五名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七八九号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 奈良県吉野郡大淀町 満友葵 外一万六千三百八十五名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七九〇号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 石川県輪島市 川上久美子 外一万六千三百八十五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七九一号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 石川県加賀市 塚本由起子 外一万六千三百八十五名

紹介議員 武田 良介君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七九二号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 北海道旭川市 今西勝志 外一万六千三百八十五名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七九三号 令和三年三月二十六日受理

国の責任による三十五人以下学級前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件改善、全ての子供たちに行き届いた教育を求めることに関する請願

請願者 東京都調布市 保川千秋 外一万六千三百八十五名

紹介議員 山添 拓君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第七九四号 令和三年三月二十六日受理

子供たちが安心して学べる学校にすることに関する請願

請願者 宮城県石巻市 齋藤則子 外六百七十三名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第七九五号 令和三年三月二十六日受理

子供たちが安心して学べる学校にすることに関する請願

請願者 宮城県石巻市 後藤志保 外六百七十三名

紹介議員 伊藤 岳君
この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。

第七九六号 令和三年三月二十六日受理

<p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県栗原市 菅原貴弘 外六百 七十三名</p> <p>紹介議員 市田 忠義君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八〇一号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県栗原市 高橋日和 外六百 七十三名</p> <p>紹介議員 小池 晃君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八〇六号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県石巻市 千葉由美子 外六 百七十三名</p> <p>紹介議員 山添 拓君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>紹介議員 伊藤 岳君</p> <p>この請願の趣旨は、第一五号と同じである。</p> <p>第八八一号 令和三年四月一日受理</p> <p>学校現業職の民間委託を推進するトッランナー 方式の撤回と学校現業職員の法的位置付けを求め ることに関する請願</p> <p>請願者 兵庫県栗原市 岡本章 外八百五 十一名</p> <p>紹介議員 杉尾 秀哉君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。</p> <p>第八八二号 令和三年四月一日受理</p> <p>特別支援学校の設置基準策定に関する請願</p> <p>請願者 東京都杉並区 新正明子 外九十 九名</p> <p>紹介議員 井上 哲土君</p> <p>この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。</p> <p>第八八三号 令和三年四月一日受理</p> <p>特別支援学校の設置基準策定に関する請願</p> <p>請願者 長野県茅野市 蔭山洋美 外九十 八名</p> <p>紹介議員 山添 拓君</p> <p>この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。</p> <p>第八八四号 令和三年四月一日受理</p> <p>共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定 するインクルーシブ教育の実現を求めることに 関する請願</p> <p>請願者 名古屋市長 春日野佳子 外七百九 十九名</p> <p>紹介議員 勝部 賢志君</p> <p>この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。</p> <p>四月十二日本委員会に左の案件が付託された。 一、文化財保護法の一部を改正する法律案</p>
<p>第七九七号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県栗原市 佐藤美穂 外六百 七十三名</p> <p>紹介議員 岩淵 友君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八〇二号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県宮城郡利府町 柴田陽子 外六百七十三名</p> <p>紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八〇七号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定 するインクルーシブ教育の実現を求めることに 関する請願</p> <p>請願者 北海道帯広市 木内康之 外七百 九十九名</p> <p>紹介議員 横沢 高德君</p> <p>この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。</p>	<p>第八八二号 令和三年三月三十日受理</p> <p>特別支援学校の設置基準策定に関する請願</p> <p>請願者 東京都町田市 木原信義 外九十 九名</p> <p>紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。</p> <p>第八六四号 令和三年三月三十一日受理</p> <p>全ての私立学校に正規の養護教諭を配置し、子供 の命と健康が守られる教育条件を求めることに 関する請願</p> <p>請願者 新潟県長岡市 風間純 外四百十 九名</p> <p>紹介議員 打越さく良君</p> <p>この請願の趣旨は、第二〇七号と同じである。</p> <p>第八八〇号 令和三年四月一日受理</p> <p>教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに 行き届いた教育を求める私学助成に関する請願</p> <p>請願者 さいたま市 秋山雅子 外九千百 十七名</p>
<p>第七九八号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県加美郡加美町 浅野由美 外六百七十三名</p> <p>紹介議員 紙 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八〇三号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 仙台市 佐藤花香 外六百七十三 名</p> <p>紹介議員 大門実紀史君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八四五号 令和三年三月三十日受理</p> <p>特別支援学校の設置基準策定に関する請願</p> <p>請願者 東京都町田市 木原信義 外九十 九名</p> <p>紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。</p>	<p>第八八四号 令和三年四月一日受理</p> <p>共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定 するインクルーシブ教育の実現を求めることに 関する請願</p> <p>請願者 名古屋市長 春日野佳子 外七百九 十九名</p> <p>紹介議員 勝部 賢志君</p> <p>この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。</p> <p>四月十二日本委員会に左の案件が付託された。 一、文化財保護法の一部を改正する法律案</p>
<p>第七九九号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県角田市 鈴木ちとせ 外六 百七十六名</p> <p>紹介議員 吉良よし子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八〇四号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県大崎市 世永千佳子 外六 百七十三名</p> <p>紹介議員 武田 良介君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八四五号 令和三年三月三十日受理</p> <p>特別支援学校の設置基準策定に関する請願</p> <p>請願者 東京都町田市 木原信義 外九十 九名</p> <p>紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。</p>	<p>第八八四号 令和三年四月一日受理</p> <p>共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定 するインクルーシブ教育の実現を求めることに 関する請願</p> <p>請願者 名古屋市長 春日野佳子 外七百九 十九名</p> <p>紹介議員 勝部 賢志君</p> <p>この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。</p> <p>四月十二日本委員会に左の案件が付託された。 一、文化財保護法の一部を改正する法律案</p>
<p>第八〇〇号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県栗原市 佐藤美紀 外六百 七十三名</p> <p>紹介議員 倉林 明子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八〇五号 令和三年三月二十六日受理</p> <p>子供たちが安心して学べる学校にすることに 関する請願</p> <p>請願者 宮城県宮城郡七ヶ浜町 我妻由香 外六百七十三名</p> <p>紹介議員 山下 芳生君</p> <p>この請願の趣旨は、第五八二号と同じである。</p>	<p>第八四五号 令和三年三月三十日受理</p> <p>特別支援学校の設置基準策定に関する請願</p> <p>請願者 東京都町田市 木原信義 外九十 九名</p> <p>紹介議員 田村 智子君</p> <p>この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。</p>	<p>第八八四号 令和三年四月一日受理</p> <p>共に生きる社会を目指して障害者権利条約が規定 するインクルーシブ教育の実現を求めることに 関する請願</p> <p>請願者 名古屋市長 春日野佳子 外七百九 十九名</p> <p>紹介議員 勝部 賢志君</p> <p>この請願の趣旨は、第六一六号と同じである。</p> <p>四月十二日本委員会に左の案件が付託された。 一、文化財保護法の一部を改正する法律案</p>

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

〔第四章 無形文化財〕

目次中「第四章 無形文化財（第七十一条―第七十七条）」を

- 第一節 重要無形文化財（第七十一条―第七十二条）
- 第二節 登録無形文化財（第七十三条―第七十六条）
- 第三節 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財（第七十七条）

条―第七十六条の六）に改める。

形文化財以外の無形文化財（第七十七条）

第二条第三項中「第百五十三条第一項第七号及び第八号」を「第百五十三条第一項第十号及び第十一号」に改める。

第五十七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項ただし書中「有形文化財が」の下に「第

百八十二条の二第一項若しくは一を加える。

第七十条の見出しを削る。

第四章中第七十一条の前に次の節名を付する。

第一節 重要無形文化財

第七十一条第三項中「指定」の下に「及び前項の規定による認定」を加え、「認定しようとする」を「認定する」に改め、同条第四項中「として認定する」を「として第二項の規定による認定をする」に、「を保持者又は保持団体として追加認定する」を「について追加して当該認定をする」に改め、同条第五項を削る。

第七十四条第一項及び第七十六条の二第一項中「この章」を「この節」に改める。

第七十六条の六の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 登録無形文化財

（無形文化財の登録）

第七十六条の七 文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をするに当たっては、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第一項の規定による登録及び前項の規定による認定は、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をする無形文化財の保持者又は保持団体として認定するもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知し、その旨を通知する。

5 文部科学大臣は、第一項の規定による登録をした後においても、当該登録をされた無形文化財（以下「登録無形文化財」という。）の保持者又は保持団体として第三項の規定による認定をするに足りるものがあるとき、そのものについて追加して当該認定をすることができる。

（登録無形文化財の登録の抹消等）

第七十六条の八 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第七十一条第一項の規定により重要無形文化

財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

- 2 文部科学大臣は、登録無形文化財について、第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録無形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がある、かつ、その保持者又は保持団体の同意がある場合は、この限りでない。
- 3 文部科学大臣は、登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

- 4 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

- 5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

- 第七十六条の九 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他文部科学省令で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日（保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日）から二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（登録無形文化財の保存）

- 第七十六条の十 文化庁長官は、登録無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者（以下この

節において「保持者等」という。）に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。
（登録無形文化財の公開）
第七十六条の十一 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては登録無形文化財の公開に関して、登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 登録無形文化財の保持者又は保持団体が登録無形文化財を公開する場合には第五十一条第七項の規定を、登録無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には第七十五条第三項の規定を準用する。
（登録無形文化財の保存に関する指導又は助言）
第七十六条の十二 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等に対し、登録無形文化財の保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

（登録無形文化財保存活用計画の認定）
第七十六条の十三 登録無形文化財の保持者等は、文部科学省令で定めるところにより、登録無形文化財の保存及び活用に関する計画（以下この節及び第百五十三条第二項第九号において「登録無形文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 登録無形文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該登録無形文化財の名称及び保持者又は保持団体
 - 二 当該登録無形文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録無形文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該登録無形文化財保存活用計画の実施が当該登録無形文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定

文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた登録無形文化財保存活用計画の変更)

第七十六条の十四 前条第三項の認定を受けた登録無形文化財の保持者等は、当該認定を受けた登録無形文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

(認定登録無形文化財保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第七十六条の十五 文化庁長官は、第七十六条の十三第三項の認定を受けた登録無形文化財の保持者等に對し、当該認定(前条第一項の変更の認定を含む。次条及び第二百五十三条第二項第九号において同じ。)を受けた登録無形文化財保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第七十六条の十七において「認定登録無形文化財保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第七十六条の十六 文化庁長官は、認定登録無形文化財保存活用計画が第七十六条の十三第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(保持者等への指導又は助言)

第七十六条の十七 都道府県及び市町村の教育委員会は、登録無形文化財の保持者等の求めに応じ、登録無形文化財保存活用計画の作成及び認定登録無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、登録無形文化財の保持者等の求めに応じ、登録無形文化財保存活用計画の作成及び認定登録無形文化財保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

第三節 重要無形文化財及び登録無形文化財以外の無形文化財

第七十七条の見出しを削り、同条第一項中「重要無形文化財」の下に「及び登録無形文化財」を加える。第八十五条の三中「[第五百五十三条第二項第十二号]を「[第五百五十三条第二項第十三号]に改める。

第八十九条の二第一項中「[第五百五十三条第二項第十三号]を「[第五百五十三条第二項第十四号]に改める。

第九十条の三中「[第五百五十三条第二項第十四号]を「[第五百五十三条第二項第十五号]に改める。

第九十条の四の次に次の七条を加える。

(無形の民俗文化財の登録)

第九十条の五 文部科学大臣は、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つていないものを除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項並びに第七十八条第三項の規定を準用する。

(登録無形民俗文化財の抹消)

第九十条の六 文部科学大臣は、前条第一項の規定により登録された無形の民俗文化財(以下「登録無形民俗文化財」という。)について、第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録無形民俗文化財について、第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録無形民俗文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前三項の規定による登録の抹消は、その旨を官報に告示してする。

(登録無形民俗文化財の保存)

第九十条の七 文化庁長官は、登録無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、登録無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(第九十条の九及び第九十条の十第一項において「保存地方公共団体等」という。)に對し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

る。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(登録無形民俗文化財の記録の公開)

第九十条の八 文化庁長官は、登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

2 登録無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第七十五条第三項の規定を準用する。

(登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言)

第九十条の九 文化庁長官は、保存地方公共団体等に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(登録無形民俗文化財保存活用計画の認定)

第九十条の十 保存地方公共団体等は、文部科学省令で定めるところにより、登録無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画（以下この章及び第五十三条第二項第十六号において「登録無形民俗文化財保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録無形民俗文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該登録無形民俗文化財の名称

二 当該登録無形民俗文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録無形民俗文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録無形民俗文化財保存活用計画の実施が当該登録無形民俗文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

4 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(準用)

第九十条の十一 登録無形民俗文化財保存活用計画については、第七十六条の十四から第七十六条の十七までの規定を準用する。この場合において、第七十六条の十四第一項中「前条第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、同条第二項中「前条第三項及び第四項」とあるのは「第九十条の十第三項及び第四項」と、第七十六条の十五中「第七十六条の十三第三項」とあるのは「第九十条の十第三項」と、「次条及び第五十三条第二項第九号」とあるのは「次条」と、第七十六条の十六第一項中「第七十六条の十三第三項各号」とあるのは「第九十条の十第三項各号」と読み替えるものとする。

第九十一条（見出しを含む。）中「重要無形民俗文化財」の下に「及び登録無形民俗文化財」を加える。

第九十二条の四中「第五十三条第二項第二十三号」を「第五十三条第二項第二十五号」に改める。

第九十三条の三中「第五十三条第二項第二十四号」を「第五十三条第二項第二十六号」に改める。

第九十四条第四項中「から第五項まで」を「及び第四項」に改める。

第九十五条第一項中第十三号を第十六号とし、第七号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条の六第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

第九十五条第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 登録無形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第七十六条の八第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

六 登録無形民俗文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

第九十五条第二項中第二十七号を第二十九号とし、第十六号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十五号中「重要無形民俗文化財」の下に「及び登録無形民俗文化財」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第十四号を同項第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 登録無形民俗文化財保存活用計画の第九十条の十第三項の認定（第九十条の十一において準用する第七十六条の十四第一項の変更の認定を含む。）

第一百五十三条第二項第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「重要無形文化財」の下に「及び登録無形文化財」を加え、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 登録無形文化財保存活用計画の第七十六条の十三第三項の認定

「第八十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録有形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つていないものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

「第八十二条の次に次の一条を加える。

（第八十二条第三項に規定する登録をした文化財の登録の提案）

「第八十二条の二 都道府県又は市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）は、前条第三項に規定する登録をした文化財であつて第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されること

が適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 都道府県又は市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項又は第三百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした都道府県又は市町村の教育委員会に通知しなければならない。

「第八十三条の五の見出しを「（認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案）」に改め、同条第

一項及び第三項中「第九十条第一項」を「第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項」に改める。

「第八十四条第一項第一号中「第七十四条第二項」の下に「第七十六条の十第二項」を、「第八十七条

第二項」の下に「第九十条の七第二項」を加える。

「第九十二条の六第二項中「第九十条第一項」を「第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の

五第一項」に改める。

「第二百二条第五号中「第二百二十九条の五」を「第七十六条の十五（第九十条の十一において準用する場合を含む。）、第二百二十九条の五」に改める。

「第二百三条第二号中「第七十三条」の下に「第七十六条の九」を加える。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五十七条第二項ただし書の改正規定、第八十二条の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

2 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

「第五十五条第五項中「同じ。」の下に「又は登録無形文化財（同法第七十六条の七第五項に規定する登録無形文化財をいう。第十二条第一項において同じ。）」を、「第七十一条第二項」の下に「又は第七十六条の七第三項」を加える。

「第十二条第一項中「重要無形文化財又は」を「重要無形文化財、登録無形文化財、」に改め、「をい」の下に「又は登録無形民俗文化財（同法第九十条の六第一項に規定する登録無形民俗文化財をいう。）」を加える。

（文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の一部改正）

3 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項及び第三項中「第九十条第一項」を「第七十六条の七第一項、第九十条第一項、第九十条の五第一項」に改める。